

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.011

処 分 名	統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令
処 分 の 概 要	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条第6項
処 分 基 準	◎統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(略)